

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6796408号  
(P6796408)

(45) 発行日 令和2年12月9日(2020.12.9)

(24) 登録日 令和2年11月18日(2020.11.18)

(51) Int.Cl. F 1  
E O 4 B 1/64 (2006.01) E O 4 B 1/64 A

請求項の数 6 (全 11 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2016-127986 (P2016-127986)                  (22) 出願日 平成28年6月28日 (2016.6.28)                  (65) 公開番号 特開2018-3323 (P2018-3323A)                  (43) 公開日 平成30年1月11日 (2018.1.11)                  審査請求日 令和1年6月3日 (2019.6.3)</p>	<p>(73) 特許権者 390004145                  城東テクノ株式会社                  大阪府枚方市招提田近三丁目14番地の1                  (74) 代理人 110001841                  特許業務法人 梶・須原特許事務所                  (72) 発明者 中谷 哲也                  大阪府枚方市招提田近三丁目14番地の1                  城東テクノ株式会社内                  審査官 新井 夕起子</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 基礎パッキン

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

基礎と土台との間に配置される合成樹脂製の基礎パッキンであって、  
 垂直に立設され、互いに離隔して配置された複数の側壁と、  
 前記複数の側壁の上端を接続する上壁と、  
 隣接する2つの前記側壁と前記上壁とで囲まれた領域に形成され、幅方向に延在する換気孔とを備えており、  
 前記複数の側壁には、第1水平方向に延在する第1部分と、前記第1水平方向と交差する第2水平方向に延在する第2部分とが含まれていることを特徴とする基礎パッキン。

【請求項2】

前記複数の側壁のうちの少なくとも1つの側壁には、前記第1部分と前記第2部分との両方が含まれていることを特徴とする請求項1に記載の基礎パッキン。

【請求項3】

前記第1部分と前記第2部分との両方を含む前記側壁は、前記第1部分と前記第2部分とが連続的に接続された円弧状の平面形状を有することを特徴とする請求項2に記載の基礎パッキン。

【請求項4】

前記複数の側壁の下端を接続する下壁をさらに有していることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の基礎パッキン。

【請求項5】

10

20

基礎と土台との間に配置される合成樹脂製の基礎パッキンであって、  
 上壁と、  
 下壁と、  
 前記上壁と下壁との間に、互いに離隔して立設された複数の側壁と、  
 前記側壁間に形成された換気孔とを備えており、  
 前記複数の側壁には、第1水平方向に延在する複数の第1側壁と、前記第1水平方向と  
 交差する第2水平方向に延在する複数の第2側壁とが含まれ、  
 前記複数の側壁の一部の上端が前記上壁に接続され、残りの複数の側壁の下端が前記下  
 壁に接続されていることを特徴とする基礎パッキン。

【請求項6】

10

前記複数の第1側壁の上端が前記上壁に接続され、前記第2側壁の下端が前記下壁に接  
 続されていることを特徴とする請求項5に記載の基礎パッキン。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、建物の基礎と土台との間に配置される合成樹脂製の基礎パッキンに関する。

【背景技術】

【0002】

近年、建物の工法において、基礎と土台との間に基礎パッキンが敷設される工法が広く  
 用いられている。この種の基礎パッキンとして、基礎パッキンの敷設方向（一方向）と直  
 交する幅方向に当該基礎パッキンの外側面と内側面とを貫通する換気孔が設けられ、当該  
 換気孔を介して床下と建物の外部との通気を図るようにしたものが提案されている（特許  
 文献1参照）。このような基礎パッキンの換気孔は、敷設方向に沿って互いに離隔して配  
 置された区画壁によって画定されており、この区画壁は、基礎パッキン上の建物の荷重に  
 耐えるのに十分な強度を備えるように配置設計されている。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2009-215809号公報

【発明の概要】

30

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上記特許文献1に記載の基礎パッキンにおいては、垂直に立設された区  
 画壁はすべて同方向に延在しているため、例えば、幅方向に交差する水平方向の大きな荷  
 重が基礎パッキンに加えられると、区画壁が倒壊する虞がある。

【0005】

そこで、本発明の目的は、例えば、幅方向に交差する水平方向の荷重に対する強度を向  
 上させることで、水平方向における複数の方向からの荷重に対する強度バランスが向上し  
 た基礎パッキンを提供することである。

【課題を解決するための手段】

40

【0006】

本発明の基礎パッキンは、基礎と土台との間に配置される合成樹脂製の基礎パッキンで  
 あって、垂直に立設され、互いに離隔して配置された複数の側壁と、前記複数の側壁の上  
 端を接続する上壁と、隣接する2つの前記側壁と前記上壁とで囲まれた領域に形成され、  
 幅方向に延在する換気孔とを備えている。そして、前記複数の側壁には、第1水平方向に  
 延在する第1部分と、前記第1水平方向と交差する第2水平方向に延在する第2部分とが  
 含まれている。

【0007】

これによると、複数の側壁には、第1部分が含まれているため、第1水平方向の荷重に  
 対する強度が向上する。さらに、複数の側壁には、第2部分も含まれているため、第2水

50

平方向の荷重に対する強度も向上する。つまり、水平方向における強度を、複数の方向に対してバランスよく配備することができる。なお、本発明において、換気孔は、基礎パッキンの長さ方向と直交する方向に直線に形成されていてもよいし斜め方向に形成されていてもよいし途中屈曲又はカーブされたりしてもよく、また、途中拡張されたり、縮小されたりと、これらの1又は複数の組合せによって基礎パッキンの幅方向に延在し、外側面から内側面に、場合によってはアンカーボルト孔を介して、貫通するように形成されていてもよい。

#### 【0008】

また、本発明において、前記複数の側壁のうちの少なくとも1つの側壁には、前記第1部分と前記第2部分との両方が含まれていることが好ましい。これにより、1つの側壁で第1及び第2水平方向の2方向の荷重に対する強度が効果的に向上する。なお、本発明において、第1部分と第2部分とは、連続して1つの側壁を形成していてもよいし、独立して異なる側壁を形成していてもよい。

10

#### 【0009】

また、本発明において、前記第1部分と前記第2部分との両方を含む前記側壁は、前記第1部分と前記第2部分とが連続的に接続された円弧状の平面形状を有することが好ましい。これにより、水平方向の荷重に対する強度がより一層効果的に向上する。

#### 【0010】

また、本発明において、前記複数の側壁の下端を接続する下壁をさらに有していることが好ましい。これにより、基礎パッキンの水平方向の荷重に対する強度がより一層向上する。

20

また、本発明の基礎パッキンは、基礎と土台との間に配置される合成樹脂製の基礎パッキンであって、上壁と、下壁と、前記上壁と下壁との間に、互いに離隔して立設された複数の側壁と、前記側壁間に形成された換気孔とを備えている。そして、前記複数の側壁には、第1水平方向に延在する複数の第1側壁と、前記第1水平方向と交差する第2水平方向に延在する複数の第2側壁とが含まれ、前記複数の側壁の一部の上端が前記上壁に接続され、残りの複数の側壁の下端が前記下壁に接続されている。

これによると、複数の側壁を有する上壁と、複数の側壁を有する下壁とを組み合わせることで基礎パッキンを形成できるので、例えば、直線状、曲線状、屈曲状等の多様な形状の側壁を簡易な形状の成型金型によって容易に形成することができ、水平方向の強度をよりバランスよく配備した基礎パッキンとすることができる。なお、本発明において、第1側壁と第2側壁とは、連続して1つの側壁を形成していてもよいし、独立して異なる側壁を形成していてもよい。また、本発明において、側壁同士の嵌合、或いは別途係合フックを側壁の先端部に設けるなどして、上壁と下壁とが水平方向及び/又は上下方向にズレないように組み合わせられるのが好ましい。

30

また、本発明において、前記複数の第1側壁の上端が前記上壁に接続され、前記第2側壁の下端が前記下壁に接続されていることが好ましい。これにより、成型金型をより簡易な形状にすることができるので、製造コストをより軽減することができる。

#### 【発明の効果】

#### 【0011】

本発明の基礎パッキンによると、複数の側壁には、第1部分又は第1側壁が含まれているため、第1水平方向の荷重に対する所望の強度を備え、さらに、複数の側壁には、第2部分又は第2側壁も含まれているため、第2水平方向の荷重に対する強度も備えている。よって、水平方向において多方向からの荷重に対する強度バランスのとれた基礎パッキンを提供することができる。

40

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0012】

【図1】本発明の一実施形態に係る基礎パッキンが用いられた建物構造の部分斜視図である。

【図2】図1に示す基礎パッキンの斜視図である。

50

【図3】図2に示す基礎パッキンの底面側から見たときの斜視図である。

【図4】第1変形例に係る基礎パッキンの要部斜視図である。

【図5】第2変形例に係る基礎パッキンの要部底面図である。

【図6】第3変形例に係る基礎パッキンの要部底面図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

以下、本発明の一実施形態に係る基礎パッキン10が用いられた建物構造100について、図1を参照しつつ以下に説明する。

【0014】

本実施形態における建物構造100は、図1に示すように、長尺な基礎1（例えば、布基礎）と、複数の基礎パッキン10と、木製の土台2とを含んでなる。複数の基礎パッキン10は、基礎1の延在方向に沿って長尺に延在し、基礎1上においてその長手方向（一方向）Aに連結して配置されている。土台2は、基礎1とで複数の基礎パッキン10を挟むように基礎パッキン10上に配置され、長手方向Aに長尺に形成されている。

10

【0015】

基礎1は、フーチング1aと、フーチング1aから上方に立設された立ち上がり部1bとで構成されている。土台2及び複数の基礎パッキン10は、基礎1に植設されたアンカーボルト、角座金及びナット（ともに図示せず）によって立ち上がり部1b上に固定されている。

【0016】

20

続いて、基礎パッキン10について、図2及び図3を参照しつつ以下に説明する。基礎パッキン10は、通常、鉛直方向Cの厚さが10～30mmである。また、幅は70～200mmで、土台2の幅に合わせて定められる。長手方向Aの長さは、500～2000mm程度と長尺で、これを直列に連結し、また、場合によっては、適当に切断して使用される。材質は、合成樹脂製である。本実施形態においては、フィラーを含むポリプロピレン樹脂を用いているが、特に限定するものではなく、別の合成樹脂から構成されていてもよい。

【0017】

基礎パッキン10は、図2及び図3に示すように、複数の側壁11～13と、複数の側壁11～13の上端を接続する上壁14とを有する。上壁14は、図2に示すように、長手方向Aに長尺な長方形平面形状を有する。複数の側壁11～13は、図3に示すように、上壁14の下面14aに垂直（鉛直方向C）に立設されている。また、複数の側壁11～13は、長手方向Aに沿って互いに離隔して配置されている。

30

【0018】

複数の側壁11は、長手方向Aに沿って互いに離隔しつつ2列に配列されている。側壁11は、図3に示すように、幅方向B（長手方向A及び鉛直方向Cに直交する方向）及び長手方向Aに交差する第1水平方向D1に延在する第1部分11aと、第1水平方向D1、長手方向A及び幅方向Bと交差する第2水平方向D2に延在する第2部分11bとを有している。側壁11は、第1部分11aと第2部分11bとが幅方向Bに沿って交互に配置され、第1部分11aと第2部分11bの互いの端部同士が接続されて構成されている。図3中左側の列に属する側壁11は、2つの第1部分11a間に1つの第2部分11bが配置されて構成されている。一方、図3中右側の列に属する側壁11は、2つの第2部分11b間に1つの第1部分11aが配置されて構成されている。

40

【0019】

複数の側壁12は、図3に示すように、複数の側壁11によって構成された2つの列間において、長手方向Aに沿って互いに離隔して配置されている。また、複数の側壁12は、基礎パッキン10に形成されたアンカーボルト孔20（後述する）の長手方向Aの両端に配置されている。各側壁12は、幅方向Bに沿って延在しており、幅方向Bに隣接する2つの側壁11と接続されている。複数の側壁13は、図3に示すように、上壁14の長手方向Aの両端に配置されており、長手方向Aに沿って複数の側壁11を挟んでいる。各

50

側壁 1 3 は、幅方向 B に沿って延在している。

【 0 0 2 0 】

また、基礎パッキン 1 0 には、図 2 及び図 3 に示すように、幅方向 B に貫通する複数の換気孔 1 5 が形成されている。各換気孔 1 5 は、図 3 に示すように、長手方向 A に隣接する 2 つの側壁 1 1 と、上壁 1 4 とで囲まれた領域にそれぞれ構成されている。つまり、複数の換気孔 1 5 は、長手方向 A に沿って 2 列に配列されている。また、長手方向 A に隣接する 2 つの側壁 1 2 と、上壁 1 4 とで囲まれた領域には、換気孔 1 5 を接続する接続孔 1 6 が構成されている。このように複数の換気孔 1 5 は、接続孔 1 6 やアンカーボルト孔 2 0 の空間を介して、互いに連通している。このため、基礎パッキン 1 0 が基礎 1 及び土台 2 間に配置された状態において、当該換気孔 1 5 を介して床下と建物の外部との通気を図

10

【 0 0 2 1 】

基礎パッキン 1 0 には、図 2 に示すように、アンカーボルトを通すために鉛直方向 C に貫通する複数のアンカーボルト孔 2 0 が形成されている。アンカーボルト孔 2 0 は、長手方向 A に沿って複数形成されており、長方形平面形状を有する。

【 0 0 2 2 】

以上に述べたように、本実施形態の基礎パッキン 1 0 によると、各側壁 1 1 には、第 1 部分 1 1 a が含まれている。このように幅方向 B と交差する第 1 水平方向 D 1 に延在する第 1 部分 1 1 a が、側壁 1 1 に含まれていることで、幅方向 B に交差する第 1 水平方向 D 1 の比較的大きな荷重が基礎パッキン 1 0 に加えられても、第 1 部分 1 1 a によって側壁 1 1 の倒壊が抑制される。この結果、基礎パッキン 1 0 の第 1 水平方向 D 1 の荷重に対する強度が向上する。さらに、各側壁 1 1 には、第 2 部分 1 1 b も含まれている。このため、第 2 水平方向 D 2 の荷重に対する基礎パッキン 1 0 の強度も向上する。よって、水平方向において多方向からの荷重に対する強度バランスのとれた基礎パッキン 1 0 となる。なお、第 1 水平方向 D 1 は、幅方向 B と交差しておればどの水平方向であってもよく、第 2 水平方向 D 2 も第 1 水平方向 D 1 と交差しておればどの水平方向であってもよい。

20

【 0 0 2 3 】

また、側壁 1 1 には、第 1 及び第 2 部分 1 1 a , 1 1 b の両方が含まれている。これにより、1 つの側壁 1 1 で第 1 及び第 2 水平方向 D 1 , D 2 の 2 方向の荷重に対する強度が効果的に向上する。

30

【 0 0 2 4 】

続いて、基礎パッキンの第 1 変形例について、以下に説明する。第 1 変形例における基礎パッキン 1 1 0 は、図 4 に示すように、上述の基礎パッキン 1 0 に複数の側壁 1 1 の下端を接続する下壁 1 8 が設けられて構成されている。上述の基礎パッキン 1 0 と同様な構成については、同符号で示し、その説明を省略する。

【 0 0 2 5 】

下壁 1 8 は、図 4 に示すように、上壁 1 4 と同様な平面形状を有する。本変形例における複数の側壁 1 1 は、長手方向 A において、上壁 1 4 と下壁 1 8 とに交互に一体的に形成されている。つまり、図 4 中手前側の列に属し、最も右側に配置された側壁 1 1 は、下壁 1 8 から上方に向かって立設されている。そして、この側壁 1 1 に隣接する左側の側壁 1 1 は、上壁 1 4 から下方に向かって立設されている。なお、複数の側壁 1 2 , 1 3 は、すべて上壁 1 4 から下方に向かって立設されている。このような複数の側壁 1 1 が形成された下壁 1 8 と、複数の側壁 1 1 ~ 1 3 が形成された上壁 1 4 とを上下に組み合わせることで、基礎パッキン 1 1 0 が構成される。

40

【 0 0 2 6 】

このような基礎パッキン 1 1 0 においては、下壁 1 8 が設けられているため、基礎パッキン 1 1 0 の水平方向の荷重に対する強度がより一層向上する。また、上述の基礎パッキン 1 0 と同様な構成部分においては、同じ効果を得ることができる。なお、各換気孔 1 5 は、図 4 に示すように、長手方向 A に隣接する 2 つの側壁 1 1 と、上壁 1 4 と、下壁 1 8 とで囲まれた領域にそれぞれ構成されている。なお、すべての側壁 1 1 ~ 1 3 が上壁 1 4

50

及び下壁 18 に接続されていてもよい。

【 0 0 2 7 】

続いて、基礎パッキンの第 2 変形例について、以下に説明する。図 5 は、第 2 変形例に係る基礎パッキンの要部底面図である。第 2 変形例における基礎パッキン 210 は、図 5 に示すように、複数の側壁 211 ~ 217 と、これら側壁 211 ~ 217 の上端を接続する上壁 14 とを有する。複数の側壁 211 ~ 217 は、図 5 に示すように、上壁 14 の下面 14a に垂直（鉛直方向 C）に立設されている。また、複数の側壁 211 ~ 217 は、長手方向 A に互いに離隔して配置されている。

【 0 0 2 8 】

本変形例の基礎パッキン 210 においては、複数の側壁 211 ~ 217 のうち長手方向 A に隣接する 2 つの側壁と、上壁 14 とで囲まれた領域のそれぞれに、換気孔 225 が構成されている。複数の換気孔 225 は、幅方向 B に貫通している。なお、上述の基礎パッキン 10 と同様な構成については、同符号で示し、その説明を省略する。

【 0 0 2 9 】

側壁 211 は、図 5 に示すように、幅方向 B に関してアンカーボルト孔 20 を挟むように 2 つ形成されている。また、側壁 212 も、幅方向 B に関してアンカーボルト孔 20 を挟むように 2 つ形成されている。これら側壁 211, 212 は、基礎パッキン 210 の幅方向 B の中心を通る中心線に対して線対称に配置されている。側壁 211, 212 は、長手方向 A（幅方向 B に交差する方向：第 1 水平方向）に延在する第 1 部分 211a, 212a と、幅方向 B（長手方向 A に交差する方向：第 2 水平方向）に延在する第 2 部分 211b, 212b とを有している。側壁 211, 212 は、第 1 部分 211a, 212a と第 2 部分 211b, 212b とが幅方向 B に沿って交互に配置され、第 1 部分 211a, 212a と第 2 部分 211b, 212b の互いの端部同士が接続されて構成されている。

【 0 0 3 0 】

側壁 213 は、長手方向 A 及び幅方向 B に交差する第 1 水平方向 E1 に延在する第 1 部分 213a と、長手方向 A、幅方向 B 及び第 1 水平方向 E1 に交差する第 2 水平方向 E2 に延在する第 2 部分 213b と、幅方向 B に延在する 3 つの第 3 部分 213c とを有する。3 つの第 3 部分 213c は、幅方向 B において互いに離隔して配置され、これら第 3 部分 213c 間に第 1 部分 213a 及び第 2 部分 213b が配置されている。そして、第 1 部分 213a 及び第 2 部分 213b が第 3 部分 213c と互いに接続されることで、側壁 213 が構成されている。

【 0 0 3 1 】

側壁 214 ~ 216 は、幅方向 B に沿って延在して形成されている。側壁 214 は、幅方向 B において、基礎パッキン 210 の中央に配置されている。また、側壁 214 は、長手方向 A に関して、側壁 213 の幅方向 B の両側にある第 3 部分 213c と同じ位置に配置されている。側壁 215, 216 は、幅方向 B において、基礎パッキン 210 の両端部に配置されている。また、側壁 215, 216 は、長手方向 A に関して、側壁 213 の幅方向 B の中央にある第 3 部分 213c と同じ位置に配置されている。側壁 217 は、幅方向 B に沿って延在しており、基礎パッキン 210 の長手方向 A の端部に形成されている。

【 0 0 3 2 】

このような基礎パッキン 210 においても、側壁 211 ~ 213 には、第 1 部分 211a, 212a, 213a が含まれている。これにより、上述の実施形態と同様に、基礎パッキン 210 の幅方向 B に交差する水平方向（長手方向 A 及び第 1 水平方向 E1）の荷重に対する強度が向上する。さらに、側壁 211 ~ 213 には、第 2 部分 211b, 212b, 213b も含まれている。このため、幅方向 B 及び第 2 水平方向 E2 の荷重に対する基礎パッキン 210 の強度も向上する。さらに、側壁 213 が第 3 部分 213c も有し、側壁 214 ~ 217 が幅方向 B に延在しているため、幅方向 B の荷重に対する基礎パッキン 210 の強度が向上する。また、上述の基礎パッキン 10 と同様な構成部分においては、同じ効果を得ることができる。

【 0 0 3 3 】

10

20

30

40

50

続いて、基礎パッキンの第3変形例について、以下に説明する。図6は、第3変形例に係る基礎パッキンの要部底面図である。第3変形例における基礎パッキン310は、図6に示すように、複数の側壁311、312と、これら側壁311、312の上端を接続する上壁14とを有する。複数の側壁311、312は、図6に示すように、上壁14の下面14aに垂直（鉛直方向C）に立設されている。また、複数の側壁311、312は、長手方向Aに互いに離隔して配置されている。本変形例の基礎パッキン310においては、長手方向Aに隣接する2つの側壁311と、上壁14とで囲まれた領域のそれぞれに、換気孔315が構成されている。複数の換気孔315は、幅方向Bに貫通している。なお、側壁311、312と上壁14とで囲まれた領域にも換気孔315が構成されている。上述の基礎パッキン10と同様な構成については、同符号で示し、その説明を省略する。

10

**【0034】**

側壁311は、図6に示すように、長手方向Aに沿って2列に配列されており、基礎パッキン310の幅方向Bの中心を通る中心線に対して線対称に配置されている。側壁311は、円弧状の平面形状を有する。詳細には、側壁311は、幅方向Bと交差する第1水平方向に延在する第1部分311aと、当該第1水平方向と交差する第2水平方向に延在する第2部分311bとを有している。これら第1部分311aと第2部分311bとが連続的に接続されることで、側壁311が構成される。側壁312は、幅方向Bに沿って延在しており、基礎パッキン310の長手方向Aの端部に形成されている。

**【0035】**

このような基礎パッキン310においても、側壁311には、幅方向Bと交差する第1水平方向に延在する第1部分311aが含まれている。これにより、上述の実施形態と同様に、基礎パッキン310の幅方向Bに交差する第1水平方向の荷重に対する強度が向上する。さらに、側壁311には、第1部分311aに交差する第2水平方向に延在する第2部分311bも含まれている。このため、第2水平方向の荷重に対する基礎パッキン310の強度も向上する。さらに、側壁212が幅方向Bに延在しているため、幅方向Bの荷重に対する基礎パッキン310の強度が向上する。また、上述の基礎パッキン10と同様な構成部分においては、同じ効果を得ることができる。

20

**【0036】**

以上、本発明の好適な実施の形態について説明したが、本発明は上述の実施の形態に限られるものではなく、特許請求の範囲に記載した限りにおいて様々な変更が可能なものである。例えば、上述の実施形態においては、側壁11のいずれにも第1部分11aと第2部分11bとが含まれているが、いずれかにだけ第1部分11aと第2部分11bとが含まれておればよい。これにより、第1部分11a及び第2部分11bが含まれた1つの側壁11で、第1及び第2水平方向D1、D2の2方向の荷重に対する基礎パッキン10の強度が効果的に向上する。また、基礎パッキンは、第1部分11aだけを有する側壁と、第2部分11bだけを有する側壁とを含む複数の側壁を有していてもよい。これにおいても上述の実施形態と同様の効果を得ることができる。

30

**【0037】**

また、基礎パッキンに形成される複数の側壁は、幅方向Bに交差する第1水平方向に延在する第1部分（第1側壁）と、第1水平方向に交差する第2水平方向に延在する第2部分（第2側壁）とを含んでおればよい。つまり、水平方向において複数の方向に延在する側壁が含まれておればよい。また、複数の側壁のうちの一の側壁（第1側壁）が第2部分を有さず第1部分を有し、他の側壁（第2側壁）が第1部分を有さず第2部分を有していてもよい。また、複数の側壁は、長手方向Aに延在する第1部分（第1又は第2側壁）と、幅方向Bに延在する第2部分（第2又は第1側壁）とで構成されていてもよい。これにおいても上述の実施形態と同様な効果を得ることができる。

40

**【0038】**

また、幅方向Bに交差する第1水平方向に延在する第1部分と、第1水平方向に交差する第2水平方向に延在する第2部分とを有する側壁においては、第1部分と第2部分とがどのように接続されていてもよい。要するに、第1部分と第2部分の端部同士が接続され

50

るだけではなく、第1部分と第2部分の途中部位と端部、第1部分と第2部分の途中部位同士が接続されて側壁を構成していてもよい。

【0039】

また、上述の基礎パッキン10, 210, 310が、少なくとも側壁11, 211, 311の下端と接続される下壁を有していてもよい。また、基礎パッキン10の上壁14が側壁11~13の上端と部分的に接続されていてもよく、側壁11~13全体を覆わなくてもよい。

【0040】

また、上述の第1変形例に係る基礎パッキンのように下壁を設ける場合、複数の側壁11の一部を上壁14側に形成し、残りの複数の側壁11を下壁に形成し、これら上下2分体を組み付けるようにして基礎パッキンを形成してもよいし、或いは、アンカーボルト孔20を境界に左右別々に形成した後、これら左右2分体をアンカーボルト孔20が形成されるように接続部で接続して基礎パッキンとしてもよい。さらに、上下2分体を組み付けて基礎パッキンとする場合には、側壁同士の嵌合、或いは別途係合フックを側壁の先端部に設けるなどして、上壁と下壁とが水平方向及び/又は上下方向にズレないように組み合わせるようにしてもよく、左右2分体を組み付けて基礎パッキンとする場合には、接続部でフック係合等によって左右2分体が水平方向及び/又は上下方向にズレないように組み合わせるようにしてもよい。また、上下2分体を組み付けて基礎パッキンとする場合には、第1部分11a(第1側壁)を上壁14又は下壁側に形成し、第2部分11b(第2側壁)を下壁又は上壁14に形成するようにしてもよい。

【符号の説明】

【0041】

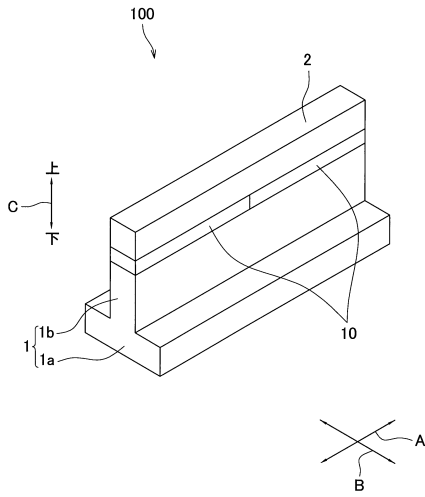
- 1 基礎
- 2 土台
- 10, 110, 210, 310 基礎パッキン
- 11, 211, 212, 213, 311 側壁
- 11a, 211a, 212a, 213a, 311a 第1部分
- 11b, 211b, 212b, 213b, 311b 第2部分
- 14 上壁
- 15, 225, 315 換気孔
- 18 下壁
- A 長手方向(一方向)
- B 幅方向
- D1, E2 第1水平方向
- D2, E2 第2水平方向

10

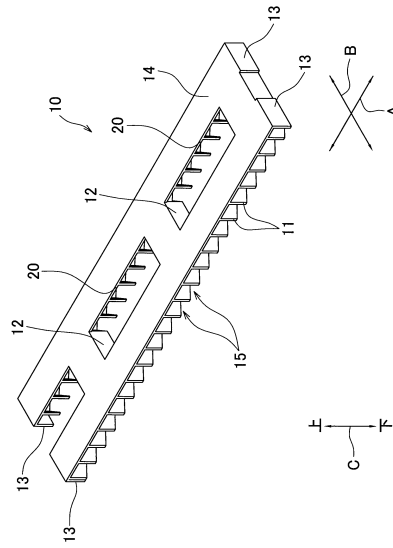
20

30

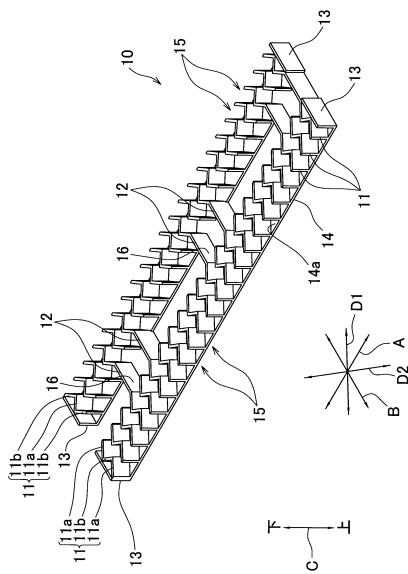
【図 1】



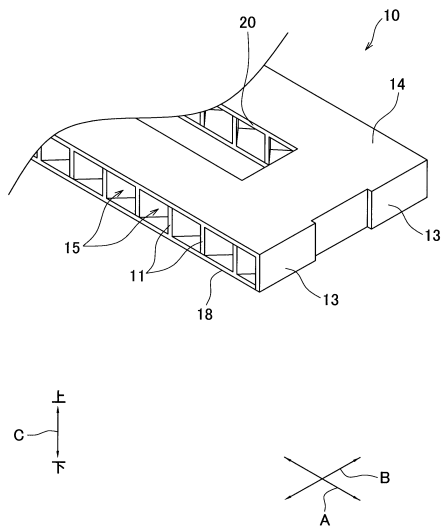
【図 2】



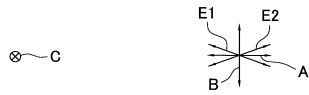
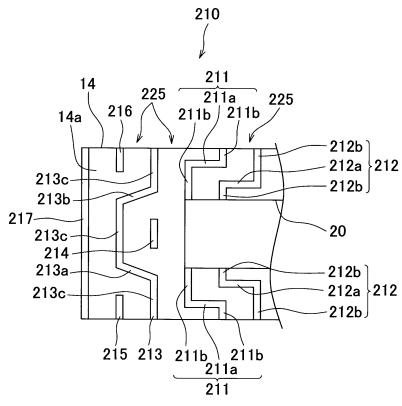
【図 3】



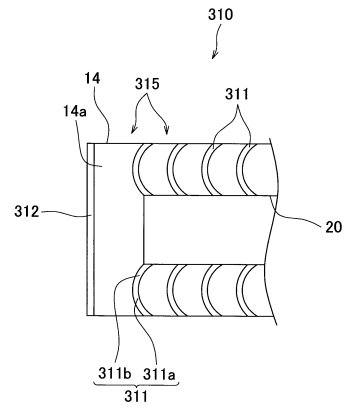
【図 4】



【図5】



【図6】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2001-020395(JP,A)  
特開2003-090179(JP,A)  
特開2004-360390(JP,A)  
特開2006-057440(JP,A)  
米国特許第06669554(US,B1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

E04B 1/64  
E04B 1/70  
E06B 7/082